

議 事 録 抄 本

令 和 4 年 3 月

福 崎 町 農 業 委 員 会

令和4年3月農業委員会議事録抄本

日時：3月23日(水) 15:00～15:30

場所：福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

1番 上阪 英仁		3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博	7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 松岡課長、中塚事務局長、豊國主事、品川

【欠席者】・・・加瀬澤智昭委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 松岡繁克
4番 松岡 忠幸	13番 鍛示 幸弘

【署名人】

1番 上阪 英仁	10番 松岡 隆子
----------	-----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 3 月定例会を開催します。

本日の欠席委員は加瀬澤智昭委員です。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

1 番 上阪 英仁	10 番 松岡 隆子
-----------	------------

委員にお願いします。本日は、議案第 64 号から議案 67 号の 4 議案、報告事項 3 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第64号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について	(委員会許可)	3件
議案第65号	農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について	(知事許可)	1件
議案第66号	農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について	(知事許可)	4件
議案第67号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出について	(委員会受理)	1件
報告第1号	公共事業の施行に伴う一時転用届出について		1件
報告第2号	農地使用貸借の合意解約通知について		4件
報告第3号	会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について		1件

(事務局担当) 令和4年3月議案説明

議案第64号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

34番：資料8ページをご覧ください。申請地は南大貫新池の北西約140mのところに位置しています。資料9ページの地籍図、資料36ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。所有者の〇〇さんは町外在住であり、空家バンクに登録された家を〇〇さんが購入する際、家の南の農地も購入することで話が纏まりました。

〇〇さんは家族で農業をされているので、農作業の機械も所有しています。7,541㎡を世帯で耕作しており、下限面積も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

35番：資料10ページをご覧ください。申請地は神谷交差点から北東へ約130mのところに位置しています。資料11ページの地籍図、資料36ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、贈与による所有権の移転です。所有者の〇〇さんが町外在住であり、農地を手放したいと考えていたところ、〇〇さんと話が纏まりました。

請け人の〇〇さんは、町内で9,104㎡耕作しています。トラクター・コンバイン等農作業の機械を所有しており、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

36番：資料12ページをご覧ください。申請地は八千種小学校の南東約300mのところに位置しています。資料13ページの地籍図、資料36ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、贈与による所有権の移転です。所有者の〇〇さんが県外在住であり、農地を手放したいと考えていたところ、現在の耕作者の〇〇さんと話が纏まりました。ほ場整備完了区域であり、■■■■と■■■■が1区画で2人に換地されているほ場です。今回の申請地の■■■■は〇〇さん、隣接の■■■■は〇〇さん所有しており、〇〇さんが一体的に耕作されています。

請け人の〇〇さんは、町内で3,794㎡耕作しています。トラクター・コンバイン等農作業の機械を所有しており、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第65号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(知事許可)

5番：資料14ページをご覧ください。申請地は山崎公民館から南東へ約220mの所にあります。資料15ページの地籍図と資料16ページの配置図、資料36ページの現地写真を合わせてご覧ください。

〇〇さんは農業者で、自己所有地を農業用露天資材置場に転用するために申請されました。

資金等も妥当で、周辺の農地への支障もないことから、農地法第4条の許可要件は満たすと考えます。

議案第66号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

17番：資料17ページをご覧ください。申請地は南大貫公民館の南西約80mに位置しています。資料18ページの地籍図、資料19ページの計画図、資料37ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は売買によるものです。資料18ページの地籍図をご覧ください。〇〇さんは現在、■■■■に倉庫があり農作業の機械を置いています。機械の出入りには■■■■を通っていますが、勾配がきつく見通しが悪いため、勾配が緩やかな進入路がほしいと考えていました。〇〇さんは町外在住で、農地を手放したいと考えていたところ、〇〇さんと話が纏まりました。転用後は進入路として利用する予定です。

資金等も妥当で、周辺の農地への支障もないことから、農地法第5条の許可要件は満たすと考えます。

18番：資料20ページをご覧ください。申請地は高岡小学校の北西約200mに位置しています。資料21ページの地籍図、資料22ページの計画図、資料37ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は贈与によるものです。申請人の〇〇さんと譲渡人の〇〇さんは親子であり、地縁者住宅を建てる土地として話が纏まりました。

資金等も妥当で、周辺の農地への支障もないことから、農地法第5条の許可要件は満たすと考えます。

19番：資料23ページをご覧ください。申請地は福崎北ランプの交差点より東約170mに位置しています。資料24ページの地籍図、資料25ページの計画図、資料37ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は売買によるものです。〇〇が作業車の駐車場や資材置き場を探しており、会社の北側である今回の申請地にて話が纏まりました。

東側2筆は過去に転用許可が下りておりますが、目的が農業用倉庫だったため、許可の取下げが出ています。また、西側の2筆は無断転用であり、今回始末書が出ています。

資金等も妥当で、周辺の農地への支障もないことから、農地法第5条の許可要件は満たすと考えます。

20番：資料26ページをご覧ください。申請地は西光寺交差点より北東約110mに位置しています。資料27ページの地籍図、資料28ページの計画図、資料37ページ・38ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は売買によるものです。〇〇が太陽光パネルを設置する土地を探していたところ、所有者の〇〇さんと話が纏まりました。面積が1,000㎡以上の転用のため、町のまち

づくり課と開発の協議を行っています。

資金等も妥当で、周辺の農地への支障もないことから、農地法第5条の許可要件は満たすと考えます。

議案第67号 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地等の使用貸借権設定届出について (委員会受理)

14番：資料29ページをご覧ください。届出地は、田原小学校から東へ約130mのところにあります。資料30ページの地籍図、資料31ページの計画図、資料38ページの現況の写真を合わせてご覧ください。借受人の〇〇さんと貸出人の〇〇さんは親族であり、倉庫敷地としての使用貸借の設定を行います。

市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第5条の届出の受理要件は満たすと考えます。

続きまして、報告事項であります。

報告第1号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について

7番：この届出は、福崎町実施の直谷第2雨水幹線工事に伴う、現場事務所や仮設道路を設置をするものです。資料32ページに位置図、資料33ページ・34ページに地籍図、35ページに計画図を示しています。期間は令和4年2月21日から令和5年3月31日までが2筆、令和5年5月31日までが1筆です。

報告第2号 農地使用貸借権の合意解約通知について

6ページをお開きください。使用貸借権の合意解約通知が4件出ていますので報告します。

報告第3号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を1件、発行したことを報告します。

説明は以上となります。

(議長) 議案第64号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、現地調査済ですので報告願います。

(松岡忠幸委員) 34番：申請地は南大貫新池の北西約140mのところに位置しています。

現地では、畑作をされていることを確認しました。資料36ページの写真にてご確認ください。事務局説明のとおり、〇〇さんが家と付随する農地を購入するものです。

現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。

35番：申請地は神谷交差点から北東へ約130mのところに位置しています。

現地では、草刈りがされており管理されていることを確認しました。資料36ページの写真にてご確認ください。事務局説明のとおり、所有者の〇〇さんが町外在住で農地の維持管理が難しいため譲受人の〇〇さんに所有権移転するものです。

現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。

36番：申請地は八千種小学校の南東約300mのところに位置しています。

現地では、耕起されておりきれいにされていることを確認しました。資料36ページの写真にてご確認ください。事務局説明のとおり、今回の申請地と〇〇さん所有の△△は1区画となっており今も一体的に耕作されています。

現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。

よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 64 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認
(委員会許可) 3 件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第65号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認（知事許可） 1 件について、現地調査済ですので報告願います。

(松岡忠幸委員) 4 番：申請地は山崎公民館から南東へ約220mの所にあります。

現地では、畑作をされており樹木、一部倉庫があることを確認しました。資料36ページの写真にてご確認ください。

事務局説明の説明のとおり、〇〇さんが自己所有地を農業用の露天資材置き場とするため転用するものです。

現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 65 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認（知事許可） 1 件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第66号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 4件について、現地調査済ですので報告願います。

(委員) 17番：申請地は、南大貫公民館の南西約80mに位置しています。

現地では、草刈りがしてあり管理されていることを確認しました。37ページの写真にてご確認ください。

事務局説明のとおり、〇〇さんが進入路として農地を転用するものです。現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。

18番：申請地は、高岡小学校の北西約200mに位置しています。

現地では、畑作をされていることを確認しました。37ページの写真にてご確認ください。

事務局説明のとおり、〇〇さんが家を建てるために農地を転用するものです。現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。

19番：申請地は、播但道福崎北ランプの交差点より東約170mに位置しています。

現地では、宅地、駐車場、畑となっていることを確認しました。37ページの写真にてご確認ください。

事務局説明のとおり、〇〇が露天駐車場及び資材置き場として農地を転用するものです。現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。

20番：申請地は、西光寺交差点より北東約110mに位置しています。

現地では、草刈りがしてあり、管理されていることを確認しました。37ページ・38ページの写真にてご確認ください。

事務局説明のとおり、〇〇が太陽光発電設備を設置するために農地を転用するものです。現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第66号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 4件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第67号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松岡忠幸委員) 14番: 届出地は、田原小学校から東へ約130mのところにあります。

現地では、耕してあることを確認しました。49ページの写真にてご確認ください。事務局説明のとおり、倉庫敷地として農地を転用するものです。現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第67号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理) 1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。

議案第64号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第64号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10 : 反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第64号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、許可することといたします。

(議長) 次に、議案第65号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第65号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認（知事許可）
1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第65号 農地法第4条の規定による農地等の
転用許可申請承認（知事許可） 1件について、県へ進達することといたします。

(議長) 次に、議案第66号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承
認（知事許可） 4件について、討論はありますか。

(宮川委員) 20番の太陽光パネル32枚というのは、支柱何本とか基準に準じてされるのか。

(事務局) 営農型の太陽光パネルではありません。前にあった高岡の大学の奥の太陽光と
は違って下で作物は作られません。

(宮川委員) 混同してるので教えていただきたいのですが、高さ180センチ以上支柱何
本という基準は除外されるのか。

(事務局) 農振農用地やほ場整備をされたところなど優良農地で太陽光をしようと思えば、
営農型太陽光しか認められていません。今回の場所はそれにあてはまりません。

(宮川委員) 写真を見る限り、田の真ん中に見えるので。こういうことが認められるのか。

(事務局) 農振農用地ではなく2種農地になるので、県としてはそこでないとできないと
いうことであれば太陽光の転用は可能です。

(宮川委員) 各集落にある特区などであれば転用可能ということですか。

(事務局) 場所によりますが、可能です。

(議長) 他にございませんか。ないようですので、議案第66号 農地法第5条の規定に
よる農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可） 4件について、賛成の方は
挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員ですので、議案第66号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移

転許可申請承認（知事許可） 4件について、県へ進達することといたします。

（議長） 次に、議案第67号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出（委員会受理） 1件について、討論はありませんか。

<なし>

（議長） ないようですので、議案第67号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出（委員会受理） 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

（議長） 挙手全員ですので、議案第67号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出（委員会受理） 1件について、受理することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

<なし>

（議長） ないようですので、以上で、本日提案しました議案についての審議を終了致します。

< 15 : 30 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・4月21日（木曜日）15：00

署 名 人	上阪 英仁
署 名 人	松岡 隆子